

## 日本大学生産工学部自動車工学リサーチ・センター賛助会員規約

平成22年	3月18日	制定
平成22年	4月	1日施行
平成25年	5月16日	改正
平成25年	4月	1日施行
平成28年	4月	6日改正
平成28年	4月	1日施行
平成31年	4月26日	改正
平成31年	4月	1日施行

### (趣 旨)

第1条 この規約は、日本大学生産工学部自動車工学リサーチ・センター（以下「センター」という）の賛助会員制度について定める。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員とは、本規約を承認の上、センターの目的に賛同し、事業を支援する者をいう。

- 2 賛助会員は、企業・団体とする。
- 3 賛助会員は一般賛助会員及び特定賛助会員の2種類からなる。
- 4 特定賛助会員は、一般賛助会員に準じる会員として位置づけ、同一の企業・団体が一般賛助会員と特定賛助会員とに重複して入会することはできない。

### (入 会)

第3条 賛助会員は、センター所定の手続書類をもって、センターへの入会を申し込み、一般賛助会員又は特定賛助会員として、センターの承認を受けなければならない。

- 2 一般賛助会員は、複数口の入会を認められる。ただし、特定賛助会員は、一口のみとする。

### (会員資格の有効期限)

第4条 賛助会員資格の有効期限は、その年度の3月末日までとする。

- 2 有効期限までに退会の申し出がなく、かつセンターが引き続き会員として適当と認めた場合、自動継続となる。ただし、センター所定の手続き書類をもって継続手続きを行うものとする。

### (年会費)

第5条 一般賛助会員は、4月に入会が承認又は継続手続きをされた場合は、年会費一口50万円を、これら以外の月に入会が承認された場合は、年度末までに月割りにした会費を支払う。また、特定賛助会員は、4月に入会が承認又は継続手続きをされた場合は、年会費20万円を、これ以外の月に入会が承認された場合は、年度末までに月割りにした会費を支払う。

- 2 特に事情のある場合は、自動車工学リサーチ・センター運営委員会の審議により前項によらず年会費の額を調整することができる。
- 3 既納の年会費は、中途退会、会員資格取り消しその他の理由の如何にかかわらず返還しない。

### (会員資格取り消し)

第6条 センターは、賛助会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、会員資格を取り消すことができる。

- ① 賛助会員が本規約のいずれかに違反した場合

- ②年会費の支払期日を3か月以上遅延した場合
- ③賛助会員の信用状態の悪化，又は悪化のおそれがあるとセンターが判断した場合
- ④本大学の名誉を不当に傷つけたと認められる場合
- ⑤会員相互の和を乱すと認められる行為をとった場合
- ⑥その他センターが賛助会員として適当でないと認めた場合

(退 会)

第7条 賛助会員は，センター所定の退会手続きを行うことにより，いつでも退会することができる。

(サービス)

第8条 センターは，一般賛助会員に次の各号のサービスを提供する。なお2口以上の会員は，サービスを口数に応じて拡大できる。

- ①自動車工学に関する研究及び諸問題についての無料相談
  - ②出張講習会の実施（年間1回までとする）
  - ③賛助会員が依頼する共同研究・委託研究の優先受託（年間2件まで）
  - ④センターが遂行する共同研究・調査研究等の自動車工学先進研究への参加（賛助会員に所属する構成員を原則2名まで）
  - ⑤センターが開催する講習会・研修会・セミナーへの無料参加（賛助会員に所属する構成員を原則3名まで）
  - ⑥賛助会員相互の交流及び情報交換の場の提供
  - ⑦センターが掌握する自動車工学に関する先進的技術情報等の優先提供
  - ⑧センターが刊行する研究報告書・活動報告書等の提供
- 2 センターは，特定賛助会員に次の各号のサービスを提供する。
- ①自動車工学に関する研究及び諸問題についての無料相談
  - ②賛助会員が依頼する共同研究・委託研究の優先受託(年間1件まで)
  - ③センターが開催する講習会・研修会・セミナーへの無料参加(特定賛助会員に所属する構成員を原則1名まで)
  - ④賛助会員相互の交流及び情報交換の場の提供
  - ⑤センターが掌握する自動車工学に関する先進的技術情報等の優先提供
  - ⑥センターが刊行する研究報告書・活動報告書等の提供

(規約の改正)

第9条 センターは，センターが必要と認めた場合に本規約の改訂を行うことができるものとする。

- 2 センターは，改正した規約を速やかに全賛助会員に告知する。

(規定外事項)

第10条 規定外事項の取扱いについては，センターの方針に基づくものとする。

附 則

この規約は，平成31年4月1日から施行する。